第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　岩手県下閉伊郡山田町役場及び宮古市役所
第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　岩手県下閉伊郡山田町豊間根第9地割、第12地割、第7地割、第3地割及び第20地割並びに石峠第4地割、第3地割及び第2地割地内
岩手県宮古市津軽石第15地割、第16地割、第14地割、第17地割、第19地割、第6地割、第4地割、第3地割及び第1地割、金浜第5地割、第7地割、第4地割及び第3地割、八木沢第3地割及び第2地割、千徳第14地割、第15地割及び第8地割、長町二丁目、千徳町、近内第11地割及び第2地割、長根四丁目、山口第8地割、二丁目、五丁目、第11地割及び第13地割、崎山第5地割及び第4地割並びに田老字樫内、字小田代、字八幡水神、字小林、字田の沢、字館が森、字ケラス、字新田平、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝北及び字向新田地内

○国土交通省告示第千七十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年九月三十日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
株式会社千厩自動車学校
二　主たる事務所の所在地
岩手県一関市千厩町千厩字中木六三〇
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千七十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年九月三十日に次のとおり認定したので、第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
株式会社千厩自動車学校
二　主たる事務所の所在地
岩手県一関市千厩町千厩字中木六三〇
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千七十五号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年九月三十日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
神姫バス株式会社
二　主たる事務所の所在地
兵庫県姫路市御国野町国分寺三十九
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千七十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年九月三十日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
石川県自動車振興株式会社
二　主たる事務所の所在地
石川県小松市今江町ち九十四番地の一
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千七十七号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年九月三十日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
石川県自動車振興株式会社
二　主たる事務所の所在地
石川県小松市今江町ち九十四番地の一
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○海上保安庁告示第二百一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三二度二〇分、北緯三三度四〇分、東経一三四度一〇分、東経一三七度の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）
ロ　期間　平成二十五年十一月八日から平成二十五年十一月十七日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　四管区水路通報第四十四号（平成二十五年十月二十四日発行）、五管区水路通報第四十二号（平成二十五年十月二十五日発行）

国会事項

衆議院

議案提出

十月三十日議員から提出した議案は次のとおりである。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（金子一義外六名提出）

質問書提出

十月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等に木材を使用する事に関する質問主意書（柿沢未途提出）

参議院

質問主意書提出

十月三十日議員から次の質問主意書が提出された。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第三八号）

質問主意書転送

十月三十日次の質問主意書を内閣に転送した。

一般用医薬品のインターネット販売を含む法の適正化、明確化に関する質問主意書（又市征治提出）（第二九号）

放射線量等分布マップ（放射性セシウムの土壌濃度マップ）に関する質問主意書（山本太郎提出）（第三〇号）

「東京電力福島第一原子力発電所事故における初期内部被ばく線量の再構築」に関する質問主意書（山本太郎提出）（第三一号）

病児保育に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第三二号）

第百八十五回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説に関する質問主意書（有田芳生提出）（第三三号）